

[第一種奨学生]確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

(大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校連盟認定)

記入日

平成 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機関」という）の第一種奨学生の貸与を受ける場合又は第一種奨学生の貸与を受けるにあたり入学時特別増額貸与奨学生を受ける場合において、インターネットによる奨学生申込の入力内容又は「奨学生申込書」の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件を確認し、同意のうえ、又以下に記載の個人信用情報の取扱いに関する各同意事項を承認し同意のうえ、機関の諸規程並びに裏面記載事項を遵守し、返済することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財團法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機関が奨学生の交付の際にあらかじめ貸付金額から差し引いて支払うこととしてください。

借用月額 独立行政法人日本学生支援機構法施行令に定めた額とし、インターネットによる入力又は「奨学生申込書」に記載の貸与月額とする。

ただし、貸与中の月額の変更があった場合は、変更期日以降は、変更後の月額とする。

借用金額 奨学生交付終了の時期の借入金額の総額。

貸与時期 在学する学校の修業年限の終期まで。ただし、それ以前に借用を終了した場合は、その期日まで。

入学時特別増額貸与奨学生（高等専門学校第1学年から第3学年は除く）

第一種奨学生の貸与を受けるにあたり入学時特別増額貸与奨学生を受ける場合、入学時特別増額貸与奨学生は下記のとおり第二種奨学生（利息付き）となる。

借用金額 独立行政法人日本学生支援機構法施行令に定めた額とし、インターネットによる入力又は「奨学生申込書」に記載の貸与金額とする。

利率と利息 1 利率の算定方法は「利率固定方式」による者と「利率変動方式」による者がインターネットによる入力又は「奨学生申込書」に記載の貸与金額の貸与を受けようとするが定める。

2 在学中又は返済期限の猶予が認められた場合は、月単位で利息が計算される。

借用方法 第一種奨学生の振込時に、一括して借入金額を支払う。

指導教員推薦所見の記入例で確認

学 校 名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究所	学年・学年	学年(学年ID)番号
長崎大学	大学 大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校	博士前期 工学研究科52114999		
姓 氏 名 字 名 字	カタカナ ナガサキ ハナコ	852-8521	電話番号(固有) (別用)	090-0000 0000
生年月日	昭和 60年 1月	性別	男	女
長崎 花子 長崎 ←今住んでる所				

鮮明に押すこと!
失敗した場合は重ならないよう
空いているところへ押印する

必ず各自が記入し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。

【個人信用情報同意事項】機関は、個人信用情報を収集した後は、下記にて自己の存続期間上の判断(返済能力または延滞した後は、機関が前記する個人信用情報を、該当機関によって登録される不適切な結果)

個人情報		登録期間	
氏名、生年月日、性別、住所(郵便番号を含む)、電話番号、登録先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	登録先から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	登録先から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
貸付金額、貸付日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む)の初期	当該利用開始から5年を超えない期間	当該利用開始から5年を超えない期間	当該利用開始から5年を超えない期間
機関が前記する個人信用情報機関を用いた貸付及び本契約またはその申請の内容等	第1回目不満足は六箇月後生日から5ヶ月を越えない期間、取引停止区分は取引停止処分日から5年を超えない期間	第1回目不満足は六箇月後生日から5ヶ月を越えない期間、取引停止区分は取引停止処分日から5年を超えない期間	第1回目不満足は六箇月後生日から5ヶ月を越えない期間、取引停止区分は取引停止処分日から5年を超えない期間
不満足	登録手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間	登録手続開始の期間	登録手続開始の期間
官報の掲載	本人からの登録があった日から5年を越えない期間	本人からの登録があった日から5年を越えない期間	本人からの登録があった日から5年を越えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の掲載			
本人確認書類の紛失、盗難等の本人申告の情報			

- 私は、約款の個人情報が、その正確性、信頼性、苦情処理、個人情報保護規則による加盟店に対する取扱い規定のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(機関ではできません)。
 - 機関が加盟する個人信用情報機関
 - 全国銀行個人信用情報センター <http://www.aenginkyo.or.jp/pclc/index.html> 電話 03-3214-5926
 - 個人信用情報機関 <http://www.jicc.co.jp> 電話 0120-441-451
 - 個人・マイ・シー <http://www.cic-u.jp> 電話 0120-813-414
- 私は、機関に対し、私が選択した保証人から代位弁済後も完済等の情報を取扱し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

本人が未成年者の場合	
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者が上記本人の奨学生申込(保証機関に対する保証委託を含む)に同意の上、それぞれの欄に自署、押印してください。親権者とは、民法に定める親権者とのことで、通常は両親(いすれかかいないときは一人)です。親権者がいない場合は、未成年後見人が自署、押印してください。	
親権者又は未成年後見人	氏名(父・夫成年後見人) 印 生年月日 大正・昭和・平成 年月日 電話番号(自宅)(別用) ()
住 所	(〒) ()
親権者又は未成年後見人	氏名(母) 印 生年月日 大正・昭和・平成 年月日 電話番号(自宅)(別用) ()
住 所	(〒) ()

ご記入いただいた情報及びあなたの学生会に関する情報は、奨学生貸与業務(返済実績を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(学生会の返済状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関が個人情報を収集する場合は、機関が個人情報を収集するに必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から学生会の重複受給の防止等のために照会があった場合は、改正範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校番号

受取人番号記入欄